

# 牟田事務所 許可通信

<http://homepage3.nifty.com/doricamu21>

2017.05

【建設】 【運送】 【産廃】 【風営】

## ★建設業★ ～契約書でトラブルを未然に防止！～

今回は皆様からご質問をいただくことの多い**契約書**についてのお話しです。契約書は当事者の間に争いが起きないようにするためのもの。何かがあってから後悔することがないように建設業法に定められた契約書の注意点をお伝えします。



### 1 契約は工事の着工前に書面により行うことが必要です！

建設業法では、建設工事の請負契約の際には契約内容を書面に記載して工事の着工前に相互に交付することになっています。ポイントは「**着工前**」と「**書面**」です。当初の契約の時だけでなく、契約の変更により追加工事が発生する場合には**追加工事の着工前に契約書を交付**することが必要ですのでご注意ください！

### 2 契約書には 14 項目の記載が必要です！

契約書に記載しなければならない項目も建設業法で定められています。次の**14項目**は必ず定めなければならない項目ですので、漏れているものがないかチェックしてください。

① 工事内容、② 請負代金の額、③ 工事着手の時期及び工事完成の時期、④ 請負代金を前金払などにするときは、支払の時期及び方法、⑤ 当事者の一方から設計変更などの申出があった場合の定め、⑥ 不可抗力(天災など)により工期の変更などがあった場合の定め、⑦ 物価の変動に基づく請負代金の額又は工事内容の変更、⑧ 工事により第三者が損害を受けた場合の賠償金の負担に関する定め、⑨ 注文者が資材や建設機械を貸すときは、その内容及び方法に関する定め、⑩ 完成を確認するための検査の時期・方法と引渡しの時期、⑪ 請負代金の支払の時期及び方法、⑫ 瑕疵担保責任などを定めるときは、その内容、⑬ 債務不履行があった場合の定め、⑭ 契約に関する紛争の解決方法

注文書と請書で工事をする場合でも上の 14 項目を定めておくことが必要です。具体的には、④～⑭までの事項を定めた**基本契約書又は契約約款**が必要になりますので注意が必要です。それぞれの項目についてご不明な点がございましたら牟田事務所にお問い合わせください。

<建設業担当 佐竹尉裕>

# ★運送業★ 規制緩和とGマーク～申請期間は7/1～7/14～

1990年(平成2年)に始まったトラック運送業の規制緩和は、事業者間の競争を促し、運賃の低下とサービス水準の向上をもたらした。一方で、事業者の利益が減少したことから、安全運行に十分な費用を掛けることができなくなり、過労運転や過積載等の違法行為を原因とする事故が増加した。そのような中、2003年(平成15年)施行 改正貨物自動車運送事業法の国会審議にて、事業者の安全性を評価するシステムを整備すると言う内容の付帯決議がなされ、2003年7月全国貨物自動車運送事業適正化事業実施機関が運営する貨物自動車運送事業安全性評価事業(Gマーク制度)が開始された。

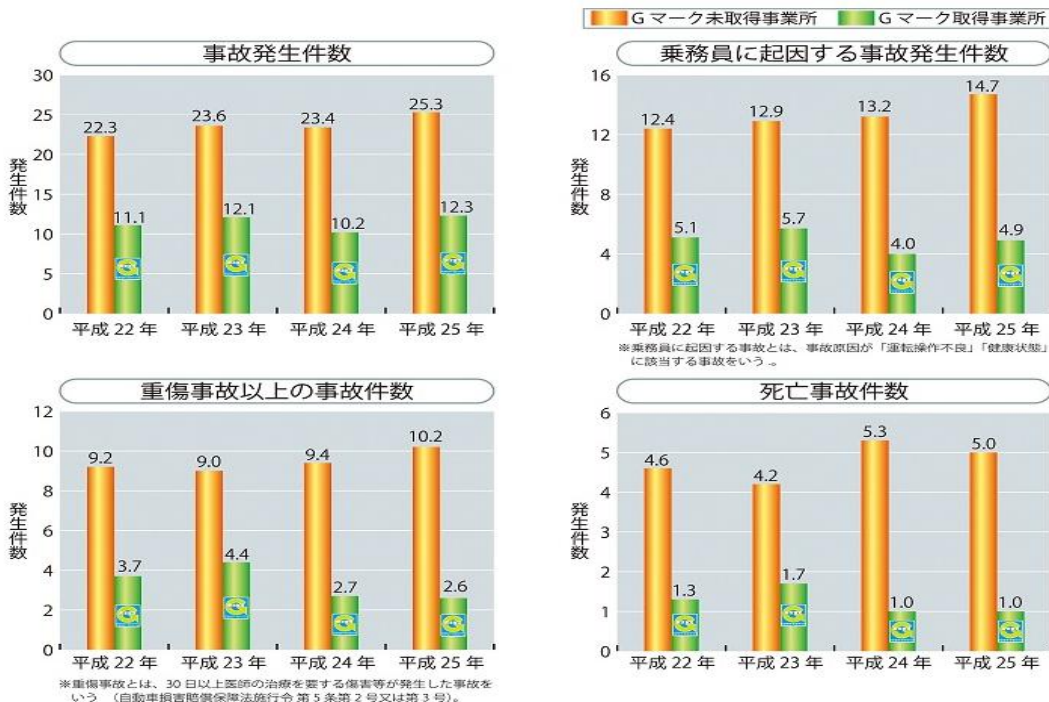
Gマーク制度がスタートして今年で14年。昨年H28年12月末現在でGマーク取得事業所は23,414であり、これは全体の事業所の27.8%。また、Gマーク取得事業所は事故が圧倒的に少ない。これはGマークがトラックについていると事業所の安全意識だけでなく運転者個人の意識向上につながるともいえる。

**今年の申請期間は7/1～7/14 申請準備はまだ間に合います！ご一報ください！**

Gマーク取得事業所は、事故率半分

Gマーク取得	H28.12末	
事業所数	23,414(27.8%)	取得事業所数(%)より、車両数(%)が多い つまり、保有車両数の多い事業所が Gマークを積極的に取得する傾向にある
車両数	605,146(44.0%)	
事故数	Gマーク未取得事業所と比べて 半分以下 ※以下グラフ参照	
重大事故数	Gマーク未取得事業所と比べて 4分の1 ※以下グラフ参照	
死亡事故	Gマーク未取得事業所と比べて 2割程度 ※以下グラフ参照	

## Gマーク取得状況別車両1万台あたり事故発生件数



資料：自動車事故報告規則に基づく各年の事故報告書のデータを引用 出典：国土交通省 自動車局 貨物課

## ★産業廃棄物★ 行政処分の基準

先日、環境省が発表した平成 26 年度の行政処分件数は、**437 件**でした。  
年々減少傾向にあります。437 件の行政処分のうち **303 件は取消処分**です。

愛知県では行政処分の基準を公表しており、その一部が以下の通りです。

無許可営業 事業停止命令・措置命令違反 委託基準違反 名義貸しの禁止違反 受託禁止違反 廃棄物の投棄・償却禁止違反 委託基準違反、再委託基準禁止違反 処理施設改善命令・使用停止命令反、改善命令違反	許可取消し
虚偽のマニフェスト交付 マニフェストに係る勧告の措置命令違反	停止 90 日
処理施設使用前検査受検義務違反	停止 60 日
保管届出義務違反 マニフェスト交付義務違反・記載義務違反・虚偽記載 マニフェスト票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載 マニフェスト回付義務違反 マニフェスト写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載 マニフェスト・同写し保存義務違反 引受禁止違反 虚偽マニフェスト写し送付・虚偽報告 事業廃止・変更届出・処理施設変更届出・処理施設相続届出義務違反、虚偽届出	停止 30 日

先日、愛知県は産業廃棄物の**引受禁止義務違反で 10 日間の事業停止処分**を発表しました。**発端は路上検査**により、マニフェストを携行せずに運搬を行っていたとのこと。

その後の報告によると、合計 92 回、マニフェストの交付を受けないまま引渡しを受けており、そのうち 90 回については 2 回分の運搬を 1 回にまとめ、当該処理業者がマニフェスト 1 枚に 2 回分の運搬事項をまとめて記載していたことから今回の行政処分となりました。



愛知県の行政処分要綱には「違反行為後、速やかに自ら適切な改善措置を講じたと認められるとき」「改悛の情が著しいとき」「生活環境の保全上支障を生じさせなかったとき」は軽減して処分することができます。それにより、引受禁止義務違反の目安は停止 30 日ですが、10 日と大幅軽減されたものだと思います。

## ★個人情報保護法改正★ ～全ての事業者が対象に～

これまで大規模事業者だけに適用されていた個人情報保護法が平成 29 年 5 月 30 日から**全ての事業者に適用**されます。皆様の会社でも個人情報保護法に違反しないようにお客様や従業員の方々の個人情報を今までよりも慎重に取り扱う必要があるかもしれません。次の 5 点が守られているか点検を！



- ① 個人情報を取得する目的を決めて、本人に伝える。
- ② 取得した個人情報は決めた目的以外のことに使わない。  
(ここからは個人情報をパソコンで管理していたり、50 音順の名簿にしている場合のルール)
- ③ 取得した個人情報は安全に管理する。(パスワードや鍵のかかるところで保管するなど)
- ④ 個人情報を他人に渡す際は、本人の同意を得る。
- ⑤ 本人からの「個人情報の開示請求」に応じる。

ある特定の人物のものだと分かる情報は全て個人情報になります。お客様が信頼して預けてくださった個人情報、適正に取り扱いたいですね。

## ★月例！ 建設業・運送業の勉強会★

牟田事務所の許認可部門では、建設業・運送業の勉強会をそれぞれ毎月 1 回開催しています。



【建設業 4 月 6 日】は「**専任技術者**」について勉強しました。

専任技術者は技術者の中でも少し変わっていて基本的には現場に出ることができません。営業所に常駐して見積や契約、施工方法の検討などを行うのが役割です。許可を得た業種では現場に配置する技術者も必要になりますので工事を施工するためには **2 人の技術者が必要**になる場合がほとんどです。ご出席いただいた皆さん、技術者の確保が課題と感じられている様子でした。

【運送業 4 月 13 日】は「**Gマーク**」について勉強しました。

愛知県内で登録されている事業用トラックの 50% に G マークがついています。しかし、事業所単位の認定率は 25% と、保有台数の多い運送業者さんが主に認定取得されていることが伺えました。取り組みの中で、やはり「会議」と「研修」を混同してしまいがち。**会議は双方向、研修は一方通行です！！**

牟田事務所では外部研修機関としてセミナーを開催します。

Gマーク  
加対象セミナー！

## 安全運転の肝

【全員参加型】をコンセプトに G マーク申請時において加点となる

**RSTトレーナーより修了証の交付があります**

日 時：平成 28 年 5 月 18 日（木）17：00～20：00

場 所：牟田事務所 3 階セミナールーム

受講料：会員：2,000 円 非会員：5,000 円 お弁当付き

